

十月一日から

# 市役所の公文書を見せせて

## もっらもっらと見せて

### 富士市公文書公開制度をレポート



皆さん、市の公文書って御存じですか。

市は、よりよい市民生活のために公園や道路をつくったり、福祉を充実させるなど、さまざまな仕事をしています。そして、仕事を進めるために、各種文書、図画などを作成しますが、これらを公文書といいます。

市は、十月一日から、公文書の公開制度をスタートさせますが、この制度のねらいなどについて、市内大淵にお住まいの杉山エミさん(主婦)にレポートいただきました。

#### 県内の市では

##### 初めての制度

杉山 初めまして、杉山と申します。十月一日からスタートする、公文書公開制度について、教えてください。どうぞ伺いました。よろしくお願いします。

台 こちらこそお願いします。

杉山 公文書公開制度って、あまり聞きなれない制度ですが。

台 はい、県内二十一市の中では、初めての制度なんですよ。

杉山 そうなんですか。

台 簡単に言いますと、二十世紀に向けて、よりよい富士市をつくっていくためには、二十二万市民がみなで協力して、町づくりを進めなければなりません。そのためには、自分の住んでいる町をよく知ってもらうことが大切です。それには、市が持っているいろいろ

ろな公文書、つまり情報を市民の皆さんに提供し、市政をよく理解していただく必要があります。これが公文書の公開ということです。杉山 市が持っている情報を、市民に提供するということですね。台 そうです。今年の三月に条例で決めました。

杉山 条例ってなんですか。

台 国で言えば法律ですね。この条例で、市民の皆さんが、公文書を見る権利を保障しているんです。杉山 わかりました。

#### 多くの

##### 公文書が対象に

杉山 それでは、どんな文書を見せられるんでしょうか。

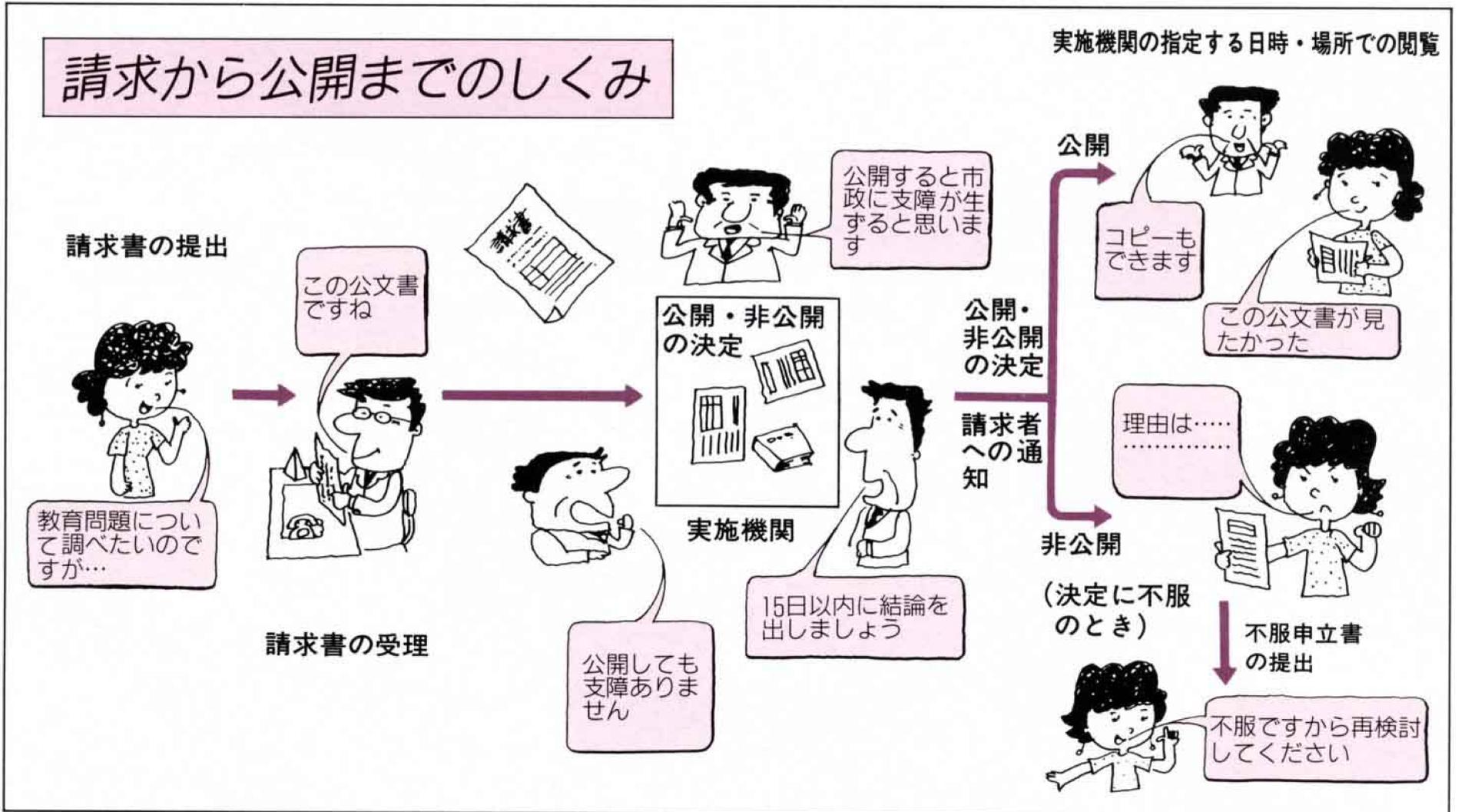
台 対象となるのは、市の仕事を進めるためにつくったり、取得した文書、それから図画、写真などですね。ただし、平成元年四月一日以後に、事務処理が終わったものに限ります。

杉山 それ以前のものは。

台 四月一日前のものでも、永年

# 請求から公開までのしくみ

実施機関の指定する日時・場所での閲覧



杉山 モラルの問題ですね。

という事です。

侵害するようなことがないように、

を利用して、他人の権利や利益を、

きたいのは、この制度で得た情報

台 ただ、ここで注意していただ

杉山 随分前向きな姿勢ですね。

ば、これに応じます。

した以外の人も、申出があれば、

台 そうです。また、いまお話を

大勢の人が見られるわけですね。

杉山 それでは、富士市民はもち

ろん全員、市外の人でも、かなり

と認められた人です。

○その他市の仕事に利害関係があ

○市内に通勤、通学している人

○市内に事務所、事業所のある人

や団体

○市内に住所、通学している人

○その他市の仕事に利害関係があ

ると認められた人です。

杉山 それでは、富士市民はもち

ろん全員、市外の人でも、かなり

大勢の人が見られるわけですね。

台 そうです。また、いまお話を

した以外の人も、申出があれば、

ば、これに応じます。

杉山 随分前向きな姿勢ですね。

台 ただ、ここで注意していただ

きたいのは、この制度で得た情報

を利用して、他人の権利や利益を、

侵害するようないいように、

という事です。

杉山 モラルの問題ですね。

## 前向きの姿勢で

杉山 だれでも見せてもらえるんですか。

台 見ることができるとは、

○市内に住んでいる人

○市内に事務所、事業所のある人

や団体

○市内に通勤、通学している人

○その他市の仕事に利害関係がある

と認められた人です。

杉山 それでは、富士市民はもち

ろん全員、市外の人でも、かなり

大勢の人が見られるわけですね。

台 そうです。また、いまお話を

した以外の人も、申出があれば、

ば、これに応じます。

杉山 随分前向きな姿勢ですね。

台 ただ、ここで注意していただ

きたいのは、この制度で得た情報

を利用して、他人の権利や利益を、

侵害するようないいように、

という事です。

杉山 モラルの問題ですね。



## 請求は

### 公文書公開窓口で

台 次に、見るための手続について説明しましょう。

杉山 はい、お願いします。

台 十月一日から、市役所七階の総務課に、公文書公開窓口ができますので、そこで相談してもらいます。次に、見たい文書名など必要事項を記入して、請求書を提出してもらいます。

杉山 印鑑は必要でしょうか。

台 印鑑はいりません。

杉山 気楽に利用できますね。

台 はい。利用しやすかったです。

杉山 はい、利用しやすかったです。

杉山 印鑑は必要でしょうか。

台 印鑑はいりません。

杉山 気楽に利用できますね。

台 はい。利用しやすかったです。

## 見せられない文書は

杉山 見せてもらえない文書ってどんなものですか。

台 この制度のねらいは、可能な限り情報を公開するのが原則ですが、例えば――

## 見るだけなら無料で

杉山 これまでも見せていただけた、統計書などはどうなりますか。

台 はい、統計書や広報刊行物などは、これまでどおりこの制度に関係なく見ていただけます。

杉山 ところで、費用はかかりますか。

台 見るだけなら無料ですが、コピー代、郵送料はいただきます。

この制度は、皆さんの利用を待つという仕事になりますので、杉山さんにも宣伝に役買ってくださいですね。説明はこれくらいにさせていただきますが、わかりただけでいいでしょうか。

杉山 はい、だいたいわかりました。私も教育関係について、請求してみたいと思います。どうもありがとうございました。

台 こちらこそ、ありがとうございました。



問い合わせ

総務課

内線二七六一